

宇和島公共職業安定所  
屋上防水工事及び広告ステージ撤去工事  
仕様書

令和6年9月

## 1. 概要

- (1) 工事件名 宇和島公共職業安定所 屋上防水工事及び広告ステージ撤去工事
- (2) 工事場所 宇和島公共職業安定所（愛媛県宇和島市天神町4-7）
- (3) 工期 契約締結日から令和7年3月14日（金）まで
- (4) 工事概要
  - ① 屋上増設部分防水改修工事
  - ② 広告ステージ撤去及び周辺壁面塗装工事
  - ③ 屋上既設部分全面高圧洗浄
  - ④ 内装天井一部貼替工事その他、詳細は設計図書による。

## 2. 発注者及び施設担当者

- (1) 発注者 愛媛労働局
- (2) 監督職員 総務部総務課 会計第三係長（TEL089-935-5200）
- (3) 施設担当者 宇和島公共職業安定所 管理課長（TEL0895-22-8609）

## 3. 共通仕様

- (1) 本仕様書及び設計図書に記載されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」、「公共建築工事標準仕様書（最新版）」及び「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」によるほか、関係法令の定めるところによる。
- (2) 本工事において疑義が生じた場合には、発注者と協議の上、その指示に従うこと。  
なお、軽微な変更を行う場合には、発注者の指示によることとし、この場合、請負金額の増減は行わない。
- (3) 本工事施工日時は原則として開庁日の8時30分から17時15分までとする。  
ただし、以下に挙げる工程は閉庁日の施工とし、その日程は施設担当者で調整すること。また、閉庁日施工に係る費用は予め請負金額に見込み、発注者による仕様変更による場合を除き、追加料金は発生しないものとする。
  - ① 断水や停電等、施設機能の一部又は全部の停止が必要となる工程
  - ② 通路や相談窓口を塞ぐ等、行政事務に支障の生じる工程
  - ③ 騒音、振動、粉じん等、来庁者及び所属職員の身体や健康に被害の及ぶ工程
- (4) 本工事に伴う騒音、振動、塵埃等に対する苦情が出ぬように十分な配慮に努め、万一近隣等から申立があった場合は、施設担当者に報告の上、受注者の責任において速やかに解決すること。
- (5) 施設等は損傷することのないように十分配慮し、損傷等の恐れがある箇所については、養生を施すこと。万一損傷等を与えた場合には、施設担当者に報告の上、受注者の負担により速やかに原状復帰をすること。

- (6) 本工事に必要な電力・水道は、すべて受注者の負担とすること。
- (7) 関係官庁等への手続き（道路使用、石綿事前調査等）は受注者が行うこととし、かかる費用は請負金額に含めること。
- (8) 工事車両及び資材置場については、監督職員及び施設担当者と調整すること。
- (9) 工事車両の出入りに際しては、周辺道路の保全、清掃に努めること。
- (10) 本工事において発生した廃材については、全て場外へ搬出処理を行うこと。また、産業廃棄物の運搬・処理に当たっては法令を遵守し、公共処理場にて処理し、処理証明書を提出すること。なお、請負金額には廃材処分費を含むものとする。
- (11) 本工事を再委託する場合には、事前に発注者の承認を得ること。
- (12) 本工事により知りえた秘密は第三者に漏らしてはならない。
- (13) 受注者は工事完了後に発注者が指定した検査職員の完成検査を受け、検査に受からなかった箇所については速やかに指示に従い、補修すること。
- (14) 工事完成検査において発注者及び工事監理業者により工事成績評定を行う場合がある。また、工事成績評定を実施した際には「工事成績評定通知書」により通知を行うものとする。
- (15) 受注者は、本契約の履行にあたり、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令のほか、建築基準法、労働安全衛生法等の本契約にかかる関係法令及び「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」並びに「公共工事標準請負契約約款」を遵守すること。また、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、本工事の履行確保に支障が生じることのないように十分配慮すること。なお、法令遵守に関して疑義があるときは発注者と協議すること。
- (16) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
  - ① 本工事において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
  - ② 上記①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
  - ③ 本工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (17) 入札公告「競争参加資格」により支出負担行為担当官が定める資格
  - ① 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
  - ② 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

- ③ 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3に基づく企業名の公表をされていないこと。

※ 労働基準関係法令については以下のとおり

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

#### 4. 特記仕様（詳細は設計図書のとおり）

- (1) 施工内容については「1概要(4)工事概要」のとおりとする。
- (2) 工事における監督職員は愛媛労働局総務部総務課会計第三係長とする。
- (3) 受注者は、着工前に工事工程表を作成し、工事監理業者への説明及び監督職員の承認を得ること。
- (4) 受注者は、着工前に工事場所において打ち合わせを設定し、施設担当者に工程の説明を行うこと。
- (5) 施設を開庁しながらの工事となることから、施設利用者（来庁者・職員）、第三者に対して十分に注意をはらい、安全確保に努めること。
- (6) 本工事については、工事監理業者に監理を委託する予定である。よって、工事施工にあたっては、監督職員及び工事監理業者と十分な打ち合わせを行い、危険防止に最大の注意を払うこと。
- (7) 庁舎敷地内における工事車両の駐車は、施設担当者の許可した場所に限定し、その他の来庁者用駐車場を使用しないこと。駐車場所が不足する場合は、受注者の責任で外部駐車場等を借用し、その経費は予め請負金額に含めること。
- (8) 庁舎敷地の使用可否等は次のとおりとする。
  - ① 庁舎内トイレの使用・・・認める
  - ② 仮設事務所の設置・・・認めない
  - ③ 敷地内喫煙・・・認めない
  - ④ 資材の仮置き場・・・施設担当者の許可した場所に限定する
  - ⑤ 廃材の一次集積・・・施設担当者の許可した場所に限定し、飛散防止措置をとる
- (9) 上記3の(7)石綿事前調査について、落札者には平成17年度に実施した「アスベスト含有建材使用有無の調査結果」を提供する。参考資料で不足する内容は、受注者の責任において調査を行うこと。
- (10) 本工事において設計図書以外で施工が必要な箇所が判明した場合、監督職員及び工事監理業者と協議の上、必要な箇所の施工も行うこと。なお、軽微な箇所については

受注者の負担にて実施すること。

#### 5. 現場代理人及び主任技術者

(1) 工事は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を配置することとし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

(2) 主任技術者及び監理技術者は次に掲げる資格を有すること。

- ① 1級建築施工管理技士
- ② 1級建築士
- ③ 2級建築施工管理技士
- ④ 2級建築士又はこれと同等以上の資格又は実務経験を有する者であること。

#### 6. 提出書類

下記の書類について、電子媒体（DVD等）1部、A4判ファイル1部を作成すること。

##### (1) 工事着工前

- ① 総合施工計画書  
(工事概要、現場組織表、主任技術者の資格、緊急連絡体制、仮設計画等)
- ② 工事工程表
- ③ 労災保険関係成立の証
- ④ 石綿事前調査結果報告書
- ⑤ 現場代理人届

##### (2) 工事完了後

- ① 工事完了届
- ② 完成図書
- ③ 工事工程表（結果）
- ④ 工事写真（施工前・施工中・施工後）
- ⑤ 打ち合わせ議事録
- ⑥ 産業廃棄物関連書類
- ⑦ 出荷証明書、納品書、保証書
- ⑧ 次により仕訳した経費内訳書

直接工事費（必要な建材費用，設置する建材の運搬費用，設置工事費用など）

間接工事費（既存設備撤去費用，廃材等の運搬費用，廃棄処分費用など）

共通経費（一般管理費，工事終了後の清掃費，仕訳できない経費）